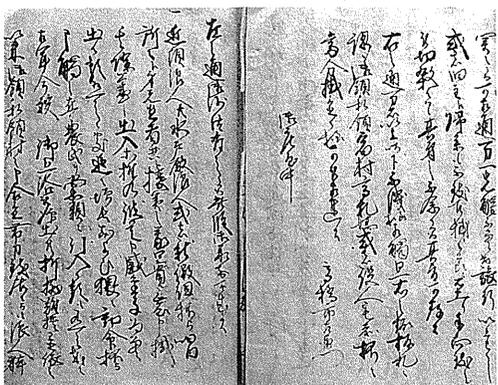


更に藩は案文を示して全村に「村法定書」の作成を指示した。これは村内の役高負担の割当法、人夫賃、村費、郡費負担、茶番・水番・土手番・蔵番・火消役等の分担、他村・城下への行賃定、座頭や貧民の救助、役人通行時の諸分担等、村内の自治や取締り等について、村人合議の形で作成させたものである。魚島村の例は残存しないが、宝暦九年二月の国分村の例をみる



元文 5年 百姓連印請書

と、全六〇カ条もあり、他村出火の時の手伝いや、城下、町方に供給する正月の門松の本数まで定めている。なお藩や他村との連絡には公営の飛脚船「村船」が全村にあつて、昼夜となく二〜四挺櫓で走つた。元禄一〇年佐島村で大火があり、藩内全村から竹・木・藁・縄等の建築資材を送つたが、魚島も新苫三三枚、古苫三三枚を協力している。

### 五人組制度

五人組は村の行政の最小単位でやはり宝暦頃から強化された。吟味講同様に、一揆を押さえて藩体制の維持を図ることがその目的であつた。百姓五・六軒の組を作り、組頭を定めて組内の治安維持と年貢納入を完全にするねらいであつたが、名目は盗賊の取締りやキシタン禁圧とした。百姓の持高の多少や地域を考え、必ずしも仲の良い者だけを組ませなかつたという。

五人組は帳面を作成して藩に提出されたが、その前書には五人組の守るべき数十カ条の、細かい規定が書かれており、この読み合わせをする戸主の集まりを五人組寄合

害、その結果の凶作による飢饉、コレラや天然痘などの病気の流行に対して全く無抵抗であつた。「今治拾遺」によると、今治藩の災害は毎年のように起つてはいるが、特に大規模なものは四五回もあり、これは平均して約六年に一回となつている。

近世の人口の動きを、道福寺過去帳による死亡者数の変化で見ると、極めて特徴的な事実がわかる。まず平年の死者は二〇名前後であるが、倍の四〇名前後となつたのは二六回で、約一〇年に一回である。はじめ魚島の人口は僅かであつたが、元禄頃から増え始めて宝永頃には安定期に入つた。しかし寛政以降特に天保・嘉永期には人口が停滞している。いづれにしても各年の死亡者数は総人口五〜六〇〇人に対して大変に高く、一割以上も人口を失つた年が一〇回もある事は驚くほかはない。

### 三大飢饉と魚島

近世には五〇年毎に三回の大きな飢饉があつた。これを三大飢饉という。

まず享保の飢饉は、大雨とうんかの発生で米の大凶作となり、瀬戸内沿岸の被害が

激しく、松山藩内では餓死者が五千人を越えた。今治藩の餓死者は不明であるが、公式の飢人数は一七年末（一七三二）で二万六、五五三人（虫付損毛留書）、一八年に入り更に増加したと思われ、松山藩他の死者の比率から考えて、千人以上の餓死者があつた事は確実である。

麦や雑穀を主食とした魚島は、幸いに享保の飢饉の影響はみられない。隣島の弓削町では定光寺以下七カ寺の死亡者数合計は享保一六年四六名、一七年五二名、一八年六一名で、その影響がかなりみられ、願成寺と潮音寺では一六年の二倍以上の死者となつている。（弓削町誌）元文元年魚島では七七名もの死者があるが、うち三二名が童女、二三名が童子で、子供にとつての大敵、麻疹（はしか）の流行であつたと思われる。なおこの飢饉後、県内各地に甘藷の栽培が普及したといわれる。

またほぼ五〇年前の天和元年（一六八八）にも、畿内から西日本一帯にかけての飢饉があり、今治藩でも餓死者が多かつた。藩では飢人小屋を建てて一日一人三勺の粥を支給し、城堀の魚をとる事を許可し

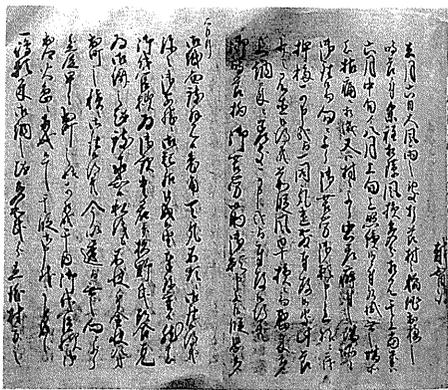
と言つた。組頭は組内の取締りの責任があり、年貢収納の責任も負つた。組内の者が罪を犯した場合、他の四軒も連座させた。人口調査である宗門大改めには、この五人組帳も同時に提出させて、村人の逃亡の防止につとめた。なお組内の馴れ合いを恐れ、五人組は六年毎に組み替えるのが原則であつた。

その内容は村吟味講の条目とはほぼ同様であるが、明和八年（一七七二）三月、朝倉上村の「五人組帳」の前書は全七五カ条からなり、より詳細となつている。特に年貢収納、賭博の禁止、火の用心、百姓の逃亡等には意を用いており、衣食住の全分野に亘つて細かく規定されている。

### 第二節 災害と飢饉

#### 災害とくらし

近世は灌水設備も不十分で治水設備も乏しく、また医学的知識も少なかつた。しかも通常でも生きざりぎりの苦しく貧しい生活状態であつたから、洪水や旱魃などの災



史料 天候不順や凶作を訴える

#### 天明・天保の飢饉

##### 天明の飢饉

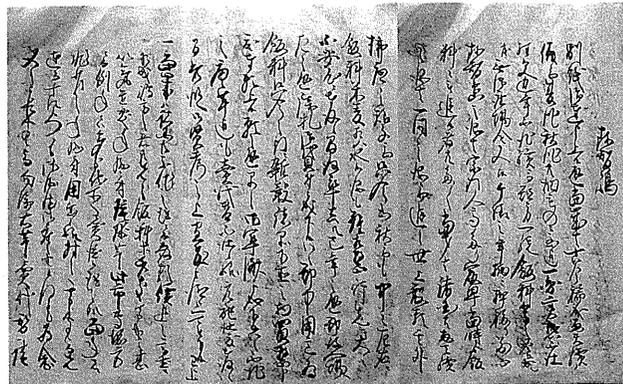
天明の飢饉は、浅間山の噴火による東北地方の惨状で有名であるが、四国一帯でも天明二年（一七八二）秋は大凶作であつた。今治藩でも全村が凶作となり、飢人が溢れて藩では炊き出しを行つた。魚島道福寺の過去帳でも、天明三年の死亡者数は多くなつている。なお飢人として藩から救助

米を受けると、羽織着用や村人との冠婚祭の交際の禁止、三方年は百姓の末席、氏神や旦那寺等への参詣禁止、男女共髪油の使用が禁止された。外出時や家屋へは、飢人である旨のしるしを貼る事が命じられた。この飢饉によって田沼意次は失脚を早め、各地に打ちこわしや一揆が頻発するようになったといわれる。

天保期は初年より天候不順が続いたが、今治地方では三年六月一八日から八月四日まで雨が降らず、九月九日には暴風雨で頓田川始め各地の河川が決潰して凶作となった。凶作は四年五年と激しく、六年も田植後は雨続きで凶作となり、麦の蒔付も雨天続きで遅れ、その後も手入れが出来ず凶作、四年続きの凶作によって七年春の状況は次の様であった。

「一般の大飢饉、必至に取り渡り出来申さず段、御上へ御歎願願絶り申し上げ、度々御救米等下し置かれ、其余山野へ出行き、草木の実葉等取食し、飢を凌ぎ(中略)旅人乞食体の者共、日々市中往来にて渴死者申し尽くし難く、右死人の儀ハ、前々米値段銭札ハ九十目の処、米麦共銭札

三百三十目の売買これあり、且、其時合金ハこれ有り候得共、米麦更にこれ無く、右の次第其節必死難済の義ハ、言語にこれを申し述べ難く候」(『国府叢書』巻四)とあり、米麦が四倍に急騰した上に現物はなく、餓死者が溢れた旨を伝えている。



天保の飢饉

天保八年に入つて世はまさに大飢饉の様相となり、藩では粥を焚出し、享保の飢饉同様に醬油糟、荒川布、糠、稗等を各村に配付した。同等の魚島村道福寺過去帳でも、飢饉の影響は何える。飢饉の際には庄屋はじめ有力農民が村民を救助し、近村の協力によつても対処する定めであったが、焼け石に水であったようである。天保の飢饉によつて大坂では大塩平八郎の乱が起り、幕府の権力は急速に衰退にむかった。なお越智郡一円の飢饉は安政六年、万延三年にも起こり、明治二年の飢饉では「数十年なき凶慌に付、細民等麦糠は勿論、藁を食する者あるに至り、而して米糠を食ひし者ありしが、其被害実に甚だし」(『国府叢書』)とある。今治市中へは近郷近在から袖乞のための貧民で溢れ、取締りの收拾がつかなかったという。

早魃と雨乞

水は農民の命であり、天水に頼る事の多い近世では天候特に雨は、農民の最大の関心事であった。雨期が遅れば田植えは出来ないし、早天が続けば作物は枯れる。し

たがって雨乞いの行事は祭礼同様、村の年中行事の感があり、利水施設の不備は島方では、水の問題は特に深刻であった。甘藷や粟黍などの耐乾作物の普及の一因もこれにある。

雨乞いも藩の許可を要したが、一日か二日の場合は各村の寺社に村民が集まって祈願をする。それで雨が降らないと二、三日の祈禱が郷や島単位で行われる。この場合は藩からも役人が出張するが、更に降らないと全藩の行事として七日間単位の雨乞いが繰返される。こうなれば各村の庄屋が交替で詰め、その費用はかなりなものとなる。初めは村人から雨乞いを藩に要請したが、後には藩から費用を要求する年中行事となつて、村人を苦しめた一面をもっている。

全藩的な雨乞いは、初めは光林寺・奈良原山(玉川町)が中心であったが、享保以降は滝ノ宮神社(朝倉村)や大浜八幡大神社、真光寺なども加わり、家老も参拝した。島方の各村は享保三年七月に高龍寺(大島名村)、同一四年六月同寺、万延元年五月大浜八幡神社、嘉永五年五月神明宮

(今治村)、同年六、七月田中神社(大島本庄村)、同六年七月同神社等に集結している。数日の雨乞いの場合、魚島村の庄屋は弓削の法王宮に詰める事が多かった。早魃の時には、島方は特に痛みが大きく物価高となるので食物を貯蔵して他へ売らぬ事、節約をする事、窮民の面倒をよくみる事、祭礼や交際を質素にする事等が布告されている。

宝暦二年(一七六二)は春から雨が十分でなく、五月に入つても降らず、今治藩内の北方では池の水が無いため蒼杜川の水を落として漸く田植えを行った。ために近村で別宮大山祇神社で雨乞いをする事になり、酒と弁当を支給して三五〇人程宛二夜三日の雨乞踊りを行った。しかし雨は降らなかつたが、八月に入つて豪雨が続き、蒼杜川や頓田川等が決壊し、大災害の年となった。なお座頭や警女など身体の不自由な者や身よりの無い者へは、郡や村単位で毎年米一俵、大麦二俵等を支給して面倒をみた。又余裕のある個人へも施し物を義務づけ、宝暦三年六月の藩の規定では、田畑八反以上一町五反を持つ者は婚禮時に三百

文、養子縁組み等二百文、棟上百文、法事は志次第としている。

疫病の流行

天災と共に村人を恐れさせたものが悪疫の流行であった。道福寺過去帳による死亡者の多い年は、全て何らかの疫病の流行によるもので、その犠牲者は大半が乳幼児であった。又庶民だけでなく上層階級も同様で、例えば八代藩主定保の子供九人中五人、九代藩主定保の子一六人のうち一三人が六歳未満で没している。藩の記録では、天和三年(一六八三)「痘瘡流行死スルモノ多シ」を初見として傷寒痢、麻疹、コロリ、はしか等の流行の記事が多くみえる。特に安政期以降のコレラ、麻疹の流行は著しいものがあつた。

疫病の対策としては漢方薬や節制・体を暖かくするなどの消極的な予防による他なく、村人は神仏に祈願して悪疫退散を願った。藩が中心となつて祈禱をする事も多く、天保八年五月には、飢饉の後に疫病が流行して死人が多いため、光林寺に祈禱を命じて、武士、農民等全領内の各戸に御守